

# 平成26年度事業計画

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

我が国では、いわゆるアベノミクス効果により若年層の雇用状況が好転し、大卒就職内定率が上昇するとともに有効求人倍率も改善するなど、徐々に明るさが見え始めている一方で、4月に消費税率が8%となり、来年10月には10%への引き上げが予定されていることから、特に中小企業を中心にその影響を注視する必要がある。

このような状況の下で、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とより一層連携を図り、国民の負託に応えられるよう、積極的に事業活動に取り組み、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の社会的地位と職域拡充の更なる向上に努める。

とりわけ、昨年度新たに設置した社労士制度推進戦略室（以下「戦略室」という。）を核として、社労士制度の更なる発展を図る。戦略室では情報の収集分析等に注力し、会長声明や見解発表を行うことで、既にその成果が見え始めているところであるが、本年度は戦略室が掲げた5つの柱を重点戦略として活動し、社労士制度の将来展望についてその方向性を示すこととする。

第1に、社会貢献活動を果たす一方で、社労士個々のビジネス基盤を構築、推進するために、専門領域における優位性の強化を図る。例えば、医療業界におけるビジネス拡大を目標に医療労務コンサルタント制度を確立し、医療勤務環境改善支援センターにおけるアドバイザーとして活動するとともに、医療業界における労務管理の専門家としてビジネス業域の拡大を進めることとする。また、社労士総合研究機構とも連携してさらに調査研究等を行う。

第2に、広く国民に向け社労士の知名度を高め信頼を得ていくために、年金や就労等に関する学校教育への支援、成年後見制度及び行政協力等、社会貢献活動の事業を推進する。

第3に、社労士の業域保全については、社労士法に違反して社労士業務を侵害し又は侵害する恐れがある行為に対し、情報収集に努め、侵

害行為が行われた場合には、厳格に対処する。

第4に、広域的な広報活動を展開し、連合会が得た情報については都道府県会へ伝達、周知する。一方で都道府県会からの情報については、連合会を通じて他の都道府県会にも展開する等、情報の広域化に取り組む。

第5に、社労士制度は、我が国の社会保障制度の発展と安定した労使関係の構築にとって大きな役割を果たし、内外より高い評価を受けてきた。さらに社労士制度が国際的な資格制度として認められるよう、国際化事業について積極的に取り組む。

また、社労士制度創設50周年に向けて、社労士が国民から信頼される専門家として認められるためには、国家資格者としての職業倫理を厳正に保持することが必要であることから、倫理研修に限らず、あらゆる機会を捉えて職業倫理に関する研修を実施することとする。

さらに、社労士制度を取り巻く様々な課題を解決するため、全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」という。）との連携強化を図る。上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には積極的に対応する。

## I. 社労士法改正に関する事業

第8次社労士法改正については、全国政連の協力を得て、以下の改正項目を平成26年の通常国会において実現できるよう全力で取り組む。

### 1. 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的の価額の上限の引上げ

厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社労士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円（※現行は少額訴訟の上限額（60万円））に引き上げること

### 2. 補佐人制度の創設

- (1) 社労士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができることとすること
- (2) 社労士法人が1の事務の委託を受けることができることについて規定すること

### 3. 社員が一人の社会保険労務士法人

社員が一人の社労士法人の設立等を可能とすること

また、引き続き都道府県会と連携し、社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）による紛争解決機関としての実績、特定社労士による紛争解決手続の代理人としての実績並びに民事調停委員及び司法委員としての実績の更なる向上を図るとともに、紛争の未然防止及び円満解決に資する相談指導の能力向上のための取り組みを進め、社労士が個別労働関係紛争に関する国民の法的利便性の向上に寄与していることを示す。

## II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

### 1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

解決センターの利用促進を図り、実績を積み重ねるため、あっせん制度の活用による労使双方の利点をアピールし、制度への理解を深めるとともに、効果的な広報活動を積極的に推進する。また、あっせん応諾率の向上に向けて、総合労働相談所及び職場のトラブル相談ダイヤルによる相談をあっせんへ繋げるための体制づくりに注力する。そのために、解決センターと総合労働相談所の連携、各都道府県の解決センター同士の情報共有及び実績ある解決センターからの情報提供、特定社労士の研修等に活用できる情報を収集し、発信する。加えて、解決センターの全都道府県会への設置に向け、未設置県会の実情に応じた情報の提供及び協力を引き続き行う。

### 2. 事業開発に関する事業

医療業界におけるビジネス業域の拡大を進めるため、医療労務コンサルタント研修修了者が医療機関における労務管理の業務を受託する機会の増加を図るための施策を検討し実施する。また、介護業界におけるビジネス業域の拡大を進めるため、介護業の労務管理に関する能力知見を高めるための施策を検討し実施する。

建設業界においては、社会保険未加入問題に適切に対応するため、地域協議会及び都道府県会と連携し、ビジネス業域の拡大を進める。

さらに、労働条件審査の手法を発展させて商品化を図り、社労士業務として、企業における労働社会保険諸法令の遵守状況の確認・診断等を行う業務を確立するための方策について検討を行うとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する「サイバー法人台帳 ROBINS」事業に参加する会員に対して支援する。

### 3. 中小企業支援に関する事業

中小企業における人事労務管理に関する相談が増加している実情を踏まえ、社労士の知見を活かし中小企業への支援を行うため、全都道府県会に窓口を開設するための支援を行う。

#### **4. 業務侵害行為の防止対策に関する事業**

戦略室との密接な連携のもと、社労士法に違反して社労士業務を侵害し又は侵害する恐れのある行為に対し、都道府県会と連携し、常に情報収集を行い、不正行為があった場合には厳正かつ適切に対処するとともに、業務侵害行為に関する広報活動等を積極的に行うなど、業務侵害の未然防止に取り組む。

#### **5. 電子化に関する事業**

平成 28 年より共通番号法に基づく番号制度の一部が運用されることから、社労士業務に及ぼす影響について早急に検証をし、内閣官房、厚生労働省及び日本年金機構に対し問題提起をする。一方、番号制度導入による既存の社労士業務や、顧問先企業に及ぶ影響等について周知活動を行う。

また、電子申請の利用促進については、連合会ホームページに掲載した電子申請の方法等に関する動画及びマニュアルの充実を図るとともに、『月刊社労士』において電子申請の利用促進について広報を行う。加えて、労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の時期及び年度末にヘルプデスクを設置し電子申請の方法等に関する照会に適宜対応する。

さらに、電子申請の利用率向上に向けて引き続き厚生労働省及び総務省等との定期協議など、あらゆる機会を捉えて、e-Gov 及び労働社会保険の各システムの改良並びに運用面の改善等を要請する。

#### **6. 国際化活動に関する事業**

インドネシア共和国における社労士制度構築の実現に向け、インドネシア共和国政府幹部及び在日本インドネシア共和国大使館をはじめ、厚生労働省、JICA 等関係各機関とも緊密に連携し、制度構築の成果を得るべく取り組みを進める。

また、韓国公認労務士会及び関係各機関と定期的な情報交換を行うとともに、双方の制度の発展に寄与すべく、日韓共同でのシンポジウム開催の実現に向けた準備を進める。

さらに、中華人民共和国人力資源和社会保障部及び中国人民大学等との交流を深める。

上記 3 カ国に加え、これまで関係を深めてきた東南アジア諸国とのより一層の関係強化を図るため、必要な情報収集も併せて行う。

## **7. 社労士総合研究機構に関する事業**

戦略室との密接な連携のもと、社労士業務の改善進歩及び労働社会保険諸法令に関する調査研究を行い、その成果を社労士業務に反映させるための施策を講じる。

## **8. 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進に関する事業**

SRP 認証制度について現状の総括を踏まえて、番号制度の導入による社労士業務への影響を考慮し、今後の改善策等について具体化に向けた検討を進める。

## **9. 政府・行政機関等への提言に関する事業**

労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し社労士が関わるべきテーマに関して、いち早く的確に情報を収集し、その内容を分析して組織としての戦略を立て、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。

## **10. 関係団体との交流に関する事業**

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

### Ⅲ. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

#### 1. 災害復興に関する事業

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援に資するための事業を、都道府県会の協力を得て行うとともに、突発的に発生する自然災害等についても適宜対応する。

#### 2. 街角の年金相談センター運営に関する事業

日本年金機構との新たな契約に基づき、これまでの実績を礎に街角の年金相談センター（以下「街角センター」という。）の適正な運営に努めるとともに、街角センターのモットーである「身近に顔が見える安心、そして、信頼」を更に周知・発展させるため、各分野に精通した社労士を講師とする研修を実施する等、研修の充実を図る。

また、未設置県に街角センター（オフィス）の新設が図られるよう、引き続き日本年金機構と設置拡充に関する協議を行う。

#### 3. 学校教育に関する事業

厚生労働省及び文部科学省との連携を図るとともに、都道府県会と連携して、高等学校を中心とした学校教育の場において、社労士が講師としてより一層活躍できるよう、引き続き要請を行う。また、都道府県会の要望に応じ、テキスト「知っておきたい働くときの基礎知識」を提供するとともに、出前授業で活用できる副教材等の作成を行う。

#### 4. 成年後見制度への対応に関する事業

都道府県会による一般社団法人社労士成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）の設立支援のため、引き続き成年後見制度設立支援金を支給するとともに、今年度からは都道府県会の実情を考慮し、複数の都道府県会による成年後見センターの共同設立についても同様に支援を行う。

また、「成年後見人養成研修テキスト」の内容改訂に向けた検討を進めるとともに、都道府県会への無償配布を継続し、都道府県会の活動を支援する。

併せて、成年後見制度への取り組みを社会貢献活動の一環として推進することの意義、並びに成年後見における倫理についても会員に向けて積極的に情報発信する。

#### **5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業**

日本司法支援センター（法テラス）の事業における社労士の専門分野に関する相談については、解決センター及び総合労働相談所を紹介できるよう情報提供を行う。

#### **6. 労働条件審査への取り組みに関する事業**

社労士の専門業務である労働条件審査業務の標準化を図るとともに、都道府県会による地方自治体への導入提案等の取り組みを支援する。併せて、中央省庁に対しても労働条件審査が有効な手段であることを周知し、導入提案を行う。



#### **IV. 資質向上に関する事業**

国民の信頼に応えるため、社労士としての品位を保持するための施策を講ずるとともに、専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

##### **1. 社労士の品位保持に関する事業**

社労士としての品位を保持し、資質の一層の向上を図るべく国民の社会的信頼を獲得するための組織的な活動を展開し、国民の負託に応える取り組みを行う。

##### **2. 体系的研修の実施に関する事業**

新たに登録・入会する者又は開業する者の資質の向上を図るため、基礎研修及び労働社会保険諸法令関係事務指定講習の内容の精査、当該研修等の体系的な仕組みづくりに取り組むとともに、eラーニング等を活用した効果的な研修の実施を推進する。また、大学院との連携により、社労士業務に関する分野における学術的な見識を高め、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、各地域協議会及び都道府県会において実施する大学院への推薦制度等について情報提供等必要な支援を行い、入学希望者の利便に供する。

##### **3. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業**

社労士としての職業倫理の徹底を図るため義務研修として実施する倫理研修について、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供などにより都道府県会と協力して実施する。また、基礎研修、分野別研修についての情報等を積極的に提供し、地域協議会及び都道府県会の研修の実施に協力する。

## V. 広報に関する事業

社労士制度の広報については、戦略室と密に連携し、国民に社労士の有用性の理解促進と知名度の向上を図る。また、社労士に向けては、連合会等の情報の速やかな発信と活用等による広域的な広報を展開する。

### 1. 国民に向けた広報に関する事業

社労士制度の理解促進のため、社労士業務を紹介する動画を作成し、連合会ホームページ等で公開するとともに都道府県会の協力も得て広く国民に発信する。

社労士のイメージの向上とブランド力の確立のためキャッチコピー等を作成し、連合会等の各種事業で活用する。

また、7月の労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の時期に社労士の有用性等を広報するため、都道府県会にポスター及びチラシ等の提供、10月の「社労士制度推進月間」に都道府県会において開催する「無料相談会」、「社労士会セミナー」等への支援を行うとともに、社労士法が施行された12月2日にちなんだ広報活動を12月に実施する。

### 2. 社労士に向けた広報に関する事業

連合会、都道府県会の取り組みや戦略室が収集分析した情報を社労士に速やかにフィードバックするため、『月刊社労士』及び連合会ホームページの改善等を行う。

都道府県会の広報活動の支援や社労士のビジネス業域拡大のための支援策を講じる。

### 3. 関係機関・報道機関等との連携による広報に関する事業

関係省庁、日本年金機構、全国健康保険協会、労使関係団体等と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求める。特に報道機関等との連携については、全国紙だけでなく、地方紙や業界紙等をも活用した広報を展開する。

## VI. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、国民の期待に応えるため、以下の事業を行う。

### 1. 厚生労働省との連携に関する事業

厚生労働省の委託事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業について、厚生労働省と連携し積極的に実施する。また、厚生労働省が医療機関における勤務環境改善等を目的として各都道府県に設置する「医療勤務環境改善支援センター」について、都道府県会と連携し協力する。

### 2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

日本年金機構本部及び全国健康保険協会本部との定例協議を開催し、社労士業務の円滑な実施を図るため、積極的に意見交換を行う。

また、年金事務所において年金相談に携わる社労士の適正な業務執行及び街角センターの円滑な運営に資するため、同機構との定例会議等において具体的な実施方法等について協議を行う。

### 3. 総務省との連携に関する事業

社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き、総務省に設置されている年金記録確認第三者委員会の運営に協力する。

また、総務大臣が委嘱する行政相談委員について、多くの社労士が委嘱されるよう、引き続き、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

### 4. 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

#### **5. 法務省との連携に関する事業**

法務省が業務の民間委託を行う際に労働条件審査を入札要件とする際には、都道府県会と連携し対応する。

#### **6. 国土交通省との連携に関する事業**

国土交通省が実施する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、都道府県会と連携し引き続き協力する。

#### **7. 農林水産省との連携に関する事業**

農林水産省が実施する農作業安全にかかる取り組みにおいて、農業者への労災加入促進等の社労士業務に関連する分野について協力する。

## **VII. 各種事業**

上記 I ～VIの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

### **1. 登録等に関する事業**

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社労士法人の届出事務等を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。

### **2. 社労士試験事務等の実施に関する事業**

社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験に関する事業を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。

また、紛争解決手続代理業務試験に向けて、特別研修修了者等を対象にした研修を都道府県会が自主的に実施できるように、教材の提供等について支援を行う。

### **3. 試験科目免除等の講習に関する事業**

社労士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を適正に実施する。

また、社労士試験合格者が社労士となるために必要な2年間の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を適正に実施する。なお、同講習内容の充実について引き続き具体的な検討を進める。

### **4. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業**

社労士賠償責任保険について、社労士制度への信頼をより高めるため、開業社労士及び社労士法人社員の全員加入に向けて、都道府県会の協力を得て、一層の加入推進への取り組みを行うとともに、非開業社労士向け保険においても、引き続き周知に努める。

また、保険事故未然防止のため、都道府県会の実施する研修において、引受保険会社の協力のもと、過去の保険事故事例の内容を分析した資料をもとに事例研修を実施する等の方策を講ずる。

### **5. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業**

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行う。

## **6. 出版・頒布に関する事業**

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士業務に役立つ書籍を出版・頒布するとともに、既存書籍及び新規書籍のあり方について検討を進める。

## **7. 福利厚生に関する事業**

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直しや商品の追加等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、積極的に事業を推進する。

## **8. 全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業**

全国社会保険労務士厚生年金基金については、解散認可後、清算事務終了までの間、必要に応じて協力するとともに、全国社会保険労務士国民年金基金については、引き続き、安定した運営が図られるよう、都道府県会とともに加入促進等に協力する。

## **9. SR 経営労務センターの協力等に関する事業**

SR 経営労務センターの事業の発展に協力していくとともに、全都道府県に SR 経営労務センターが設置されるよう、引き続き未設置県会における設立を積極的に支援する。

## **10. その他の事業**

その他必要に応じ事業を行うこととする。